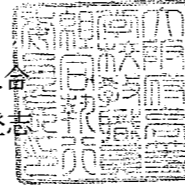


重点要求書

2016年12月9日

大阪府教育委員会
教育長 向井 正博 様

大阪府高等学校教職員組合
執行委員長 近藤 美登志



大阪府立の高等学校並びに支援学校に勤務する教職員の勤務労働条件の改善について、以下の要求を行いますので、誠意ある回答をお願いします。

要求内容

- (1) 評価結果を反映した勤勉手当の差別支給を行わないこと。当面、上位区分への支給原資としている条例支給月数分のうちの0.03月分を0.015月分に戻すこと。
- (2) 「生徒または保護者による授業アンケート」を活用した教員評価が導入され、昇給・勤勉手当への反映がなされている。授業アンケートの活用に関し、教員評価の昇給・勤勉手当の反映がどのように変化があったのかについて検証するなど、昇給・勤勉手当の反映について、高教組と協議を行うこと。
さらに、今後実施を予定している教職員アンケートの結果をふまえ制度を見直すなど、教職員の十分な理解と納得を得られるようにすること。
- (3) 育児部分休業に対する代替講師時数を保障する措置を新たにとるなど、安心して育児部分休業ができるよう、職場環境を整えるための必要な措置を講じること。
- (4) 病休取得する場合、代替者の不足により周りの教職員の業務負担が増大している現状がある。教職員が安心して療養に専念できるよう速やかに代替者を確保するなど、職場環境を整えるための必要な措置を講じること。
- (5) 校務支援システムや学校情報システムなど、ネットワーク管理に従事する教職員のVDT作業における労働衛生環境の改善等のために非常勤講師を措置するなど負担軽減策を講じること。
- (6) 障害のある教職員の労働条件について、持ち時間減等の配慮を行うなど現在取られている「措置」を拡充するとともに、人事異動の際に新職場における周囲への理解の促進や人の配置などの環境整備、トイレの早急な改修など、労働環境・職務内容・勤務形態を個々のニーズに合わせて整備すること。改正障害者雇用促進法にもとづく具体的な「合理的配慮」については府教委として誠実に対応すること。子どもたちの安全確保の観点も含め、校内に駐車場を確保できない場合、近隣の駐車場使用料金を公費負担すること。
- (7) 身体介助が必要な生徒のいるすべての府立学校に勤務する教職員が腰痛予防検診を受診できるようにすること。また腰痛予防のための巡回指導について受講体制など高教組と協議をすること。
- (8) 臨時的任用職員について、一般職員との均衡を踏まえ、上位級への格付けや最高号給の制限の撤廃など、処遇の抜本的改善をはかること。相当の経験年数を有する臨時講師について、教育職給料表2級を適用すること。
- (9) 学校図書館教育の充実に伴い、司書業務担当職員への時間軽減にかかる非常勤時間数の拡充や、非常勤時間数の適正配分を行うなど、担当者の負担軽減のための方策を講じること。
- (10) 非常勤職員の待遇などの労働条件問題は常勤職員と共通・密接に関連するものである。人材確保の観点ならびに大阪府の地域別最低賃金が16年10月1日から25円引き上げられたことなどをふまえ、非常勤職員の報酬単価について、少なくとも現状を維持すること。また、非常勤講師の報酬単価を経験年数等に応じて引き上げること。加えて、外国語(英語)指導員(NET)などについて、育児休業制度を導入すること。
- (11) 支援学校で働く常勤の看護師について人材確保の観点から給与の引き下げを行わないこと。
- (12) 教職員が心身の健康を保ち安心して働くことができるよう、総合的な労働安全衛生対策を実施し、快適な職場環境を実現すること。各学校での安全衛生委員会の活性化をはかるよう、周知につとめること。とりわけ、時間外労働の縮減による職員の健康保持・増進が安全衛生委員会で取り組むべき事項であることを徹底すること。また、安全衛生委員会が各学校において、府立学校労働安全衛生規程と労働安全衛生法に基づいて適正に機能するよう指導すること。
- (13) 精神疾患による休職者の復職直後の時間軽減等やその周知に努めるなど、メンタルヘルスクエア対策を充実させること。また、経験の浅い新規採用等教職員が早期に退職することがないようにメンタルヘルスクエアの拡充などのサポートに努めること。
- (14) 教職員の多忙化解消ならびに時間外勤務減少に向け、以下を実現すること。
【1】単独指導・単独引率ができる特別職の公務員身分を有する「外部顧問」制度の導入や、全国の自治体・学校での先進事例を紹介するなど、府教委として教職員の多忙化解消に向けた支援策を講じること。
【2】12月7日に各府立学校に通知された「全校一斉退庁日」の設定と「ノークラブデー」の明確化についての確実な実施や、休日に実施される学校説明会の回数の削減等、教員の多忙化解消に向けた取り組みを一層進めること。
- (15) 教職員の多忙化解消に資することから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門職のより一層の拡充について高教組と協議を行うこと。

以上